別記様式第２号（第５条関係）

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

事業報告書

（　　年度　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで）

開設者　殿

（開設者を兼ねる卸売業者であって、かつ卸売業者が当該１社のみの場合は、茨城県知事と記載すること。）

法人名称

法人番号

住所

代表者の役職及び氏名

卸売市場法第13条第５項第５号の表の５の項（２）の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

第１　業務の状況

１　組織に関する事項

（１）事業運営組織

（記載上の注意）

１．組織図で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

２．開設者を兼ねている卸売業者であって、かつ卸売業者が当該１社のみの場合は、運営状況報告書（別記様式第７号）の「２　卸売市場の業務の運営体制の状況」に開設者及び卸売業者に係る記載又は添付がされている場合に限り、省略することができる。

（２）役員及び従業員の状況

（単位：人）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役員 | 営業 | 事務 | 買受人 | 出荷者 |
| （　　　　） | （　　　　） |  |  |  |

（記載上の注意）

１．（）内にせり人を内数で記入すること。

２．役員の欄は、取締役（非常勤を含む）及び監査役の合計を記入すること。

（３）支払及び回収

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 出荷者に対する支払（％） | | | | 買受人からの回収（％） | | | |
| 7日以内 | 14日以内 | 21日以内 | 22日以上 | 7日以内 | 14日以内 | 21日以内 | 22日以上 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（４）販売開始時間

|  |  |
| --- | --- |
| せり・入札 | 相対 |
| ： | ： |

２　卸売業務の状況

（１）卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  品目 | 受託販売 | | | 買付販売 | | | 合計 | | |
| 数量 | 金額 | 委託  手数料 | 数量 | 金額 | 買付利益  （損失）  金額 | 数量 | 金額 | 販売利益  （損失）  金額 |
|  | トン | 千円 | 千円 | トン | 千円 | 千円 | トン | 千円 | 千円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 当期合計  (Ａ) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前年同期  (Ｂ) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前年比  (Ａ／Ｂ) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．種類の欄には、以下のとおりそれぞれ区分して記載すること。

①青果物は、野菜、果実、その他

②水産物は、鮮魚、冷凍、加工品、その他

③花きは、切り花、鉢物、花木、その他

④食肉は、牛肉、豚肉、その他

２．花きの数量の単位は、千本とする。

３．（１）～（３）それぞれの表の数量及び金額合計が一致していること。

（２）集荷先別取扱高の状況

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 野菜  （鮮魚、切花又は牛肉） | | | 果実  （冷凍、鉢物又は豚肉） | | | 加工品又は枝物 | | | 合計 | | |
| 入荷先 | | 委託 | 買付 | 小計 | 委託 | 買付 | 小計 | 委託 | 買付 | 小計 | 委託 | 買付 | 小計 |
| 県内産 | 個人生産者 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 商人又は商社 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 任意組合 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 協同組合及び同連合会 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 中央卸売市場からの転送 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 中央卸売市場以外からの転送 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 県内産計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 県外産 | 個人生産者 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 商人又は商社 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 任意組合 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 協同組合及び同連合会 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 中央卸売市場からの転送 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 中央卸売市場以外からの転送 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 県外産計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．その他の生鮮食料品等に属するものにあっては、加工品の欄に区分して記載すること。

２．水産物産地市場は作成する必要はない。

３．（１）～（３）それぞれの表の金額合計が一致していること。

（３）販売方法別取引の状況

（単位：数量　トン、花き　千本、金額　千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分  種類 | せり・入札 | | 相対取引 | | 合計 | |
| 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．品目の欄は、以下のとおりそれぞれ区分して記載すること。

①青果物は、野菜、果実、その他

②水産物は、鮮魚、冷凍、加工品、その他

③花きは、切り花、鉢物、花木、その他

④食肉は、牛肉、豚肉、その他

２．花きの数量の単位は、千本とする。

３．（１）～（３）それぞれの表の数量及び金額合計が一致していること。

４．金額の合計は、２．（１）卸売業務に係る取扱品目についての取扱高と同額となること。

（４）奨励金等の交付状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 奨励金等  の種類 | 対象  品目 | 交付基準  （交付率等） | 交付金額 | 交付金額に  対応する  卸売金額 | 交付先の数 | 備考 |
|  |  |  | 千円 | 千円 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小計 | |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小計 | |  |  |  |  |
| 合計 | | |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載すること。

２．交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。

３．交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。

４．備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

第２　経理の状況

１　貸借対照表

年　　月　　日現在

（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| （資産の部）  Ⅰ　流動資産  （１）現金  （２）預金  （３）売掛金  （４）受取手形  （５）有価証券  （６）親会社株式  （７）商品  （８）貯蔵品  （９）前渡金  （10）荷主前渡金  （11）前払費用  （12）未収収益  （13）立替金  （14）短期貸付金  （15）未収金  （16）仮払金  （17）繰延税金資産  （　）・・・・・  （　）貸倒引当金  Ⅱ　固定資産  １　有形固定資産  （１）建物  （２）構築物  （３）機械及び装置  （４）船舶及び車両その他の陸上運搬具  （５）工具、器具及び備品  （６）土地  （７）建設仮勘定  （　）・・・・・  ２　無形固定資産  （１）のれん  （２）借地権  （３）電話加入権  （４）施設負担金  （　）・・・・・  ３　投資その他の資産  （１）投資有価証券  （２）子会社株式  （３）出資金  （４）子会社出資金  （５）長期貸付金  （６）開設者預託保証金  （７）定期預金  （８）長期前払費用  （９）事業者保険料  （10）繰延税金資産  （　）・・・・・  （　）貸倒引当金  Ⅲ　繰延資産  （１）創立費  （２）開業費  （３）試験研究費  （４）開発費  （５）新株発行費  （　）・・・・・ |  | （負債の部）  Ⅳ　流動負債  （１）受託販売未払金  （２）支払手形（受託）  （３）荷主預り金  （小計）  （４）買掛金（買付け）  （５）支払手形（買付け）  （６）預り金（買付け）  （小計）  （７）買掛金（その他）  （８）支払手形（その他）  （９）短期借入金  （10）未払金  （11）未払法人税等  （12）未払消費税等  （13）未払費用  （14）前受金  （15）預り金（その他）  （16）前受収益  （17）仮受金  （18）繰延税金負債  （19）賞与引当金  （　）・・・・・  Ⅴ　固定負債  （１）長期借入金  （２）預り保証金  （３）繰延税金負債  （４）退職給与引当金  （　）・・・・・  負債合計  （純資産の部）  Ⅵ　株主資本  １　資本金  ２　新株式申込証拠金  ３　資本剰余金  （１）資本準備金  （２）その他資本剰余金  ４　利益剰余金  （１）利益準備金  （２）その他利益剰余金  ①（　　　）積立金  ②・・・・  ③繰越利益剰余金  （繰越損失金）  ５　自己株式  ６　自己株式申込証拠金  Ⅶ　評価・換算差額等  １　その他有価証券評価差額金  ２　繰越ヘッジ損益  ３　土地再評価差額金  ４　・・・・・  Ⅷ　新株予約権  純資産合計 |  |
| 資産合計 |  | 負債及び純資産合計 |  |

注記

|  |
| --- |
| １　採用する企業会計慣行  ２　親会社及び支配関係を持っている法人に対する債権及び債務  （科　目）　　　　　　　（金　額）  千円  ３　重要な流動資産、取引所の相場のある株式及び社債について、その時価が取得価額又は制作価額よりも著しく低い場合においてその取得価額又は制作価額を付したとき、及び流動資産について会社計算規則第５条第６項の規定により価格を付した場合には、その旨  ４　取締役及び監査役等役員に対する金銭債権及び金銭債務  役員に対する債権額　　　　　　　　　　　　　　　千円  役員に対する債務額　　　　　　　　　　　　　　　千円  ５　保証債務額  総　　　額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千円  ６　受取手形割引高　　　　　　　　　　　　　　　　　千円  受取手形譲渡高　　　　　　　　　　　　　　　　　千円  ７　担保に供した固定資産の種類及び帳簿価額  （資産の種類）　　　　　（金　額）  千円  ８　会計方針を変更した場合は、その旨及び変更に伴う当期利益増減額  千円  ９　財務状況に関する事項  （１）純資産額（貸借対照表の純資産合計の額）　　　　　　　　　　　　　　　千円（Ａ）  ○年度１日当たり卸売金額（卸売業務取扱額／卸売業務営業日数）　　　　千円（Ｂ）  （Ａ）／（Ｂ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○日分相当  （２）流動比率（流動資産／流動負債）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○．○  （３）自己資本比率（純資産合計／負債及び純資産合計）　　　　　　　　　　　○．○ |

（記載上の注意）

１．上記様式に準じて作成又は添付すること。

２．附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。

３．他部門勘定は、他部門に対し債権的関係にある場合には借方（資産の部）の末尾に、債務的関係にある場合には貸方（負債の部）の末尾に記載すること。

４．貸借対照表の注記５の保証債務額には、普通保証、連帯保証、連帯債務の負担、債務者のためにする担保の提供等についてその合計額を記載すること。

５．貸借対照表の注記６の受取手形割引高及び受取手形譲渡高には、裏書譲渡した手形のうち期日未到来のため手形債務者（振出人又は引受人）が債務を弁済していない手形の合計額を記載すること。

６．貸借対照表の注記９の純資産額を１日当たり卸売金額で除した値、流動比率及び自己資本比率は、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位の桁まで記載すること。

７．消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。

８．開設者を兼ねる卸売業者であって、かつ卸売業者が当該１社のみの場合は、運営状況報告書（別記様式第７号）の「３　卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況」に開設者及び卸売業者に係る記載又は添付がされている場合に限り、省略することができる。

２　損益計算書

年　　月　　日現在

（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | | |
| Ⅰ　営業損益  １　卸売業務  （１）受託手数料  （受託品取扱額）  （２）買付販売損益  １）純売上高  商品総売上高  売上値引及び戻り高  ２）売上原価  期首商品たな卸高  商品純仕入高  総仕入高  仕入値引及び戻し高  合　　計  期末商品たな卸高  買付販売利益（損失）金額  販売利益（損失）金額  ２　兼業業務  （１）売上高  ・・・・・・・・・・・・・  ・・・・・・・・・・・・・  （２）売上原価  ・・・・・・・・・・・・・  ・・・・・・・・・・・・・  兼業業務利益（損失）金額  売上総利益（損失）金額  ３　販売費及び一般管理費  （１）（　　　　　）使用料  （２）（　　　　　）奨励金  （３）役員報酬  （４）従業員給料手当  （５）福利厚生費  （６）退職給与金  （７）退職給付引当金繰入  （８）旅費交通費  （９）通信費  （10）運搬費  （11）受託品事故損  （12）会議費  （13）交際費  （14）寄付金  （15）宣伝広告費  （16）貸倒損失  （17）貸倒引当金繰入  （18）消耗品費  （19）図書費  （20）減価償却費  （21）修繕費  （22）保険料  （23）水道光熱費  （24）賃借料  （25）公共負担金  （26）公租公課  （27）支払賦課金  （28）雑費  （　）・・・・・・・・・・・・・  （　）・・・・・・・・・・・・・  営業利益（損失）金額  Ⅱ　営業外損益  １　営業外収益  （１）受取利息及び配当金  （２）仕入割引  （３）有価証券売却益  （４）雑収入  （５）・・・・・・・・・・・・・  ２　営業外費用  （１）支払利息  （２）有価証券売却損  （３）繰延資産償却  （４）雑損失  （５）・・・・・・・・・・・・・  経常利益（損失）金額  Ⅲ　特別利益  １　固定資産売却益  （　）・・・・・・・・・・・・・  （　）・・・・・・・・・・・・・  ２　前期損益修正益  ３　その他の特別利益  （　）・・・・・・・・・・・・・  （　）・・・・・・・・・・・・・  Ⅳ　特別損失  １　固定資産売却損  （　）・・・・・・・・・・・・・  （　）・・・・・・・・・・・・・  ２　減損損失  （　）・・・・・・・・・・・・・  （　）・・・・・・・・・・・・・  ３　災害による損失  （　）・・・・・・・・・・・・・  （　）・・・・・・・・・・・・・  ４　前期損益修正損  ５　その他の特別損失  （　）・・・・・・・・・・・・・  （　）・・・・・・・・・・・・・  税引前当期純利益（損失）金額  法人税等  ・・・・・・・・・・・・・・・・  法人税等調整額  当期純利益（損失）金額 |  |  |  |

（記載上の注意）

１．上記様式に準じて作成又は添付すること。

２．附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。

３．受託物品の受領後卸売業者の責に帰すべき事由により生じた損失は、受託品事故損勘定で処理し、買付品の売上値引は商品売上高から控除する形式で処理すること。

４．損益計算書の総売上高及び総仕入高の記載に当たっては、内部売上高又は内部仕入高を控除すること。なお、期末たな卸高の記載に当たっては、内部取引によって生じた利益を控除すること。

５．法人税等勘定には、当該事業年度の所得に対する法人税又は所得税、都道府県民税及び市区町村民税の申告額又は申告予定額を当該事業年度の費用として経理し、損益計算書に計上すること。

６．消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。

７．開設者を兼ねる卸売業者であって、かつ卸売業者が当該１社のみの場合は、運営状況報告書（別記様式第７号）の「３　卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況」に開設者及び卸売業者に係る記載又は添付がされている場合に限り、省略することができる。